長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年6月28日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 轟 光 昌

同 松木茂盛

同 高野正晴

平成24年度 随時監査(工事監査・後期)(24監査第85号)分

指摘事項及び意見

措置(改善)状况

(指摘事項)

1 計画及び設計について

河川改修の計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書3ページ)

くるみ沢改修工事は、平成24年6月25日から平成24年7月31日までの契約期間で、信更町赤田地籍における河川沿線家屋への浸水被害を未然に防止するために行われた。

主たる工事の内容は、沢の巨石を利用した 石積工による河川改修とその箇所までの搬 入路がないことから、河川に隣接する私有地 を借りて設けた仮設道路築造工である。

この仮設道路が工事完了後もそのまま残されていたため、担当課に確認したところ、今後も年次計画により改修工事を実施する予定であること、また、地元役員を通じて関係権利者から土地の使用について同意を得ていることなどから残置したとのことであった。

しかしながら、実際には仮設道路敷地など施工上必要な土地の使用について、所有者との賃貸借契約等の手続きが行われていなかった。

今後、長期間にわたって単年度ごとの改修 工事が継続的に行われること、また、工事期間中は資材搬入路等のために、この仮設道路 を使用しなければならないことから、当該土 地等の使用及び管理について苦情又は紛争 が生じないように、長野市建設工事共通仕様 書や長野市財務規則に基づく適切な手続き を講じられたい。

(河川課)

指摘工事のくるみ沢改修工事に伴う仮設道路については、地権者の了解のもと、仮設道路の機能を廃止し、復旧した。

また、指摘内容について課内会議を開催し、土 地使用の経緯、関係権利者との協議内容、工事期 間及び範囲等を確認したうえで、今後、次の事項 を徹底することとし、改善を図った。

- ・仮設道路等で私有地を使用する場合には、地元 役員に頼ることなく、必要な敷地の範囲や期間 を関係権利者と十分に協議し、承諾のうえ、設 置する。
- ・工事等で使用する仮設道路等は、その工事完了 後に撤去することを原則とする。
- ・継続的な工事で、仮設道路等を複数年にわたり 使用するなど、やむを得ない場合は、関係権利 者と賃貸借契約(無償を含む)等の手続きを行 うこととする。

(河川課)

平成24年度 随時監査(工事監査・後期)(24監査第85号)分

指摘事項及び意見

措置(改善)状况

(指摘事項)

2 積算について 工事費の積算に関し注意すべきもの

(報告書3~5ページ)

竹原横断地下道照明灯修繕工事は、平成24年11月7日から平成24年12月20日までの契約期間で、中御所地籍のJR信越線横断地下道内に設置された照明灯が老朽化したため、LED照明に更新したものである。

入札経過を確認したところ、指名競争入札により、電気工事業の8社が指名されていたが、その内1社が辞退し、残り7社の応札事業者中6社が最低制限価格未満のために失格となったことから、最も高い金額で応札した事業者が落札していた。

この設計内容を確認したところ、LED照明器具への交換工は、事業者見積(1社徴収)とメーカーカタログにより積算され、材料費(「材料扱い」)として直接工事費に計上し、長野県建設部の積算基準及び標準歩掛(以下「積算基準及び標準歩掛」という。)により、諸経費(注1)の対象としていた。

しかしながら、積算基準及び標準歩掛では、実施設計単価又は建設物価及び積算資料(以下「物価資料」という。)により、製品価格の単価を決定し難い場合は、原則として、3社以上から正式見積りを徴収し、決定することとなっている。

また、平成19年2月8日付け18長建号外の 長野建設事務所長通知「道路照明柱・照明器 具の積算留意事項について(注2)」(以下 「通知」という。)では、照明器具の単価を 発注者仕様(機器単体費を考慮した見積条件 など)に基づく見積徴収で決定した場合は 「機器扱い」とし、諸経費の対象にしないこ ととなっている。

この通知に基づき、機器見積りであること を明確に依頼していれば、より実勢価格を反 映した契約を締結することができたものと 考えられる。

今後、担当課においては、国及び県からの 通達や通知文等の情報を共有し、施工条件な どに見合った積算基準及び標準歩掛を適用 するとともに、適正な工事費の積算と、その 審査体制の強化に努められたい。

(維持課)

積算における県からの通知等について、課内で周知徹底を図った。また、見積もり徴収においては、チェックシートにより機器・材料等の区分、仕様、輸送費及び消費税の取り扱い等の審査を強化することで改善を図った。

(維持課)

平成24年度 随時監査(工事監査・後期)(24監査第85号)分

指摘事項及び意見

措置(改善)状况

(指摘事項)

3 契約について

小規模工事の発注に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)

契約金額50万円以下の工事(以下、「小規模工事」という。)は、各担当課に設置されている事業者選定委員会において請負所業者を決定し、長野市契約規則に基づく設計付見積書を徴取して請負金額を決定することから、入札が不要となるため、事務の負担軽減や効率化が図られ、緊急を要する工事の実施などに有効な契約方式である。

しかしながら、一方で、事業者の選定が偏ったり、不利な価格で契約を締結する等のリスクが内在している。

平成 24 年度随時監査(工事監査・後期) 対象期間に契約された小規模工事の件数は 1,699 件で、その内の 206 件(12.1%)の契 約が請負金額 499,800 円であった。

建設部の三課(道路課、河川課及び維持課) については、同期間の小規模工事 414 件中 90 件 (21.7%) が請負金額 499,800 円となっていた。

このように、小規模工事は件数が多く、また、事業者見積額と査定額(請負金額)が同額で、なおかつ上限額に近い金額となっている件数が相当数あることから、今後、各担当課においては、入札制度による競争性・公平性・経済性などを十分に考慮し、小規模工事の発注に関する適正な基準等の見直しを早急に検討されたい。

(道路課・河川課・維持課)

道路課、河川課、維持課の全職員に研修を行い (平成25年3月26日)、小規模工事の発注に関し 競争性・公平性・経済性などを十分に考慮して工 事を発注することなど、担当者が注意すべき事項 について指導を行った。

また、課内会議において、下記の事項を徹底することで改善を図った。

- (1) 事業の全体計画や工事施工箇所の事業効果等を考慮して、施工範囲を決定する。
- (2) 管理職は、事業者見積額や査定額が適切に積算されているかチェックする。

なお、基準等については、工事関係課と早急に 検討します。

(道路課、河川課、維持課)